

次世代研究者助成事業規約

- ・次世代研究者助成事業（以下、「本事業」といいます）は、「人間と遊び」をテーマとした高校生の研究活動をサポートするための助成制度です。
- ・本事業に採択された場合、公益財団法人 中山隼雄科学技術文化財団（以下、「当法人」といいます）の定める以下の規約に従って、助成研究費を利用することができます。
- ・以下の規約をご一読の上、同意した方のみ、次世代研究者助成事業にご応募ください。申請書いただいた時点で、以下の規約に同意したものとみなします。
- ・この規約の内容は変更することがあります。変更した場合、当法人の Web ページその他適宜の方法で通知しますが、通知完了をもって、変更後の規約に同意したものとみなします。

第1 研究者の心得

採択された研究者（以下「採択者」といいます）は、助成研究費の交付目的に従って採択された研究（以下「本研究」といいます）を継続するよう努めるものとします。

第2 助成研究費の取り扱い

- 1 助成研究費（以下「本研究費」といいます）は、本研究に関連した用途で使用してください。
- 2 使用費目は、材料費、部品等購入費、設備費、交通費、その他研究に必要な経費等とします。飲食代は含まれません。
- 3 使用費目について、後から内容を確認することがあります。
- 4 本規約に違反した場合、本研究費を返還させる場合があります。
- 5 本研究費の交付は採択者の所属する学校、もしくは親権者の銀行口座への送金をもって実施します。

第3 間接経費の不支給

本研究費を間接経費に充てることは認めません。間接経費を支給することはありません。

第4 申請書

- 1 申請書は本研究の代表者たる高校生研究者が作成する必要があります。
- 2 本事業採択後、申請書に記載された申請者に関する情報（研究者の所属学校、所属す

る部活動等を含みますがこれに限られません。以下「申請者情報」といいます) が変更された場合、直ちに当法人へ連絡してください。なお、変更内容によっては、本事業の採択を取り消すことがあります。

- 3 本事業採択後、申請書に記載された研究内容に関する情報を変更したい場合、当法人の同意が必要になります。変更したい内容を当法人へ連絡してください。

第5 メンタリング

- 1 本事業採択後、当法人は、担当するコーチを配置し、適宜採択者とメンタリングを行います。メンタリングの方法、回数その他必要な事項は、メンタリングを担当する当法人が定めるものとします。
- 2 当法人は、都合により担当するコーチを変更することができるものとします。

第6 情報の利用・第三者提供

- 1 申請者情報の内、個人情報については別途当法人が定める「個人情報保護に関する基本方針」および「個人情報等管理規程」に従って管理・利用いたします。
- 2 本事業について当法人が収集した個人情報は、必要に応じて当法人の業務委託先に提供いたします。業務委託先における管理については秘密保持契約書に従って管理・利用いたします。
- 3 本事業に応募後、当法人と行われる面接や本事業採択後に行われるメンタリングの内容は、当法人が録音録画することがあります。また、録音内容については、個人が特定できない形で、かつ高校生の研究内容調査及び教育活動の目的でのみ、第三者に提供することがあります。
- 4 本研究費に応募した際の申請書に記載された情報及び本研究の概要（申請タイトル、都道府県、申請者の年齢）は、個人が特定できない形で第三者に提供することがあります。

第7 研究成果

- 1 採択者は、採択年度の9月末日までに本研究により実施した研究の成果（以下「本成果」といいます）について当法人が指定する様式で報告書を提出する必要があります。
- 2 採択者は、本成果を学会発表や学術論文として報告するよう努力するものとします。
- 3 採択者は、本成果を学会発表、学術論文その他媒体を問わず発表、報告する場合、本事業の助成を受けて行った研究の成果であることを表示するものとします。表示名は原則として「公益財団法人 中山隼雄科学技術文化財団 次世代研究者助成」とします。
- 4 採択者は、本成果を論文、新聞、雑誌、学会その他媒体の如何を問わず発表、報告する場合及び本研究に関連して特許権、商標権その他一切の知的財産権（ただし、著作

権を除きます)を取得する場合、当法人に事前に報告するものとします。

- 5 前2項については、採択者が本事業に採択されてから満3年が経過するまで有効とします。

第8 研究成果発表会への参加

- 1 採択者は、当法人が開催する「研究成果発表会」に参加し、発表を行うよう努力するものとします。「研究成果発表会」に参加できるよう、本研究費に応募する前に親権者や所属する学校と相談してください。
- 2 「研究成果発表会」への参加にあたって発生する費用(交通費等)は、当法人より支給されるものとし、その上限額は生徒3名分と引率者1名分の合計とします。

第9 研究活動の公正性

本研究にあたって、一切の不正行為(本成果の中に示されたデータや研究結果等のねつ造、改ざん、盗用等)を行ってはなりません。不正行為に関与してもいけません。

第10 生命倫理・安全対策等の順守

研究計画に、社会的なコンセンサスが必要とされている内容や、情報の取扱いに配慮する必要がある研究、生命倫理や安全対策に対する取組が必要とされている研究、関連する法令等を遵守しなければ行うことができない研究が含まれる場合があります。このような研究を行う場合には、関連法令を遵守する必要があります。

第11 情報の公表

当法人ならびに運營業務の委託者は、採択者の情報や本研究の内容及び本成果(採択者の氏名、年齢、所属学校、顔写真等の個人情報を含みます)を、当法人ならびに運營業務の委託者が運営する Web サイト、刊行物、SNS その他媒体を問わずメディアに掲載することがあります。掲載に当たっては事前に通知し、協議を行います。

第12 不可抗力

天災地変等の不可抗力その他当法人および採択者いずれの責にも帰さない事由により、メンタリング、発表会の実施等支援活動もしくは本研究の全部または一部の遂行が困難となった場合、当事者は直ちにその旨を通知するとともに、協議の上その取扱い等を定めるものとします。

附則

本規約は、2024年4月1日から制定・施行する。